

市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が環境省により脱炭素先行地域に選定されたことを踏まえ、再生可能エネルギーの導入等を推進し、本市における脱炭素化を図るため、対象地域内に存する住宅に太陽光発電設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において、市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象地域 別表第1に定める妙典土地区画整理事業・下妙典エリア（赤枠内）の地域をいう。
- (2) 住宅 戸建て住宅又は集合住宅（その一部を店舗、事務所等の用に供する戸建て住宅又は集合住宅にあつては、当該店舗、事務所等の用に供する部分を除く。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象地域内に存する住宅に対して行う次に掲げる事業とする。

- (1) 再エネ設備整備事業（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国要領」という。）別紙1の2.ア(ア)に定める交付要件を満たす太陽光発電設備（当該太陽光発電設備から得られた電気を第三者に販売することを目的とするものを除く。）を導入する事業をいう。以下同じ。）
- (2) 基盤インフラ整備事業（国要領別紙1の2.イ(エ)に定める交付要件を満たす蓄電池を導入する事業をいう。以下同じ。）
- (3) 省CO₂等設備整備事業（既存の住宅に省エネ性能ラベル又は省エネ性

能部位ラベル（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第27条第2項第2号の規定により定められている様式をいう。以下「省エネ性能ラベル等」という。）を表示することができる次に掲げる設備を当該既存の住宅に導入する事業をいう。以下同じ。）

ア 国要領別紙1の2.ウ(ス)に定める交付要件を満たす断熱性能向上のための断熱性能が高い窓若しくは玄関ドア（以下「既存住宅断熱改修に係る窓・玄関ドア」という。）

イ 国要領別紙1の2.ウ(テ)に定める交付要件を満たす高効率空調機又は高効率給湯器

2 前項の設備について国から助成を受けている場合は、前項の規定にかかわらず、補助対象事業としない。

3 第1項の設備をリースにより導入した場合にあっては、当該リースの契約が次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 補助金の交付を受けない場合に設定する当該設備のリース料金の総額から現に設定した当該設備のリース料金の総額から減じて得た額が交付を受けようとする第6条の補助金の額以上の額であること。

(2) 当該設備のリース契約の期間が規則第21条ただし書に規定する市長が定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）以上であること。ただし、当該リース契約が所有権ファイナンス・リースである場合は、この限りでない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 本市に住所、事務所又は事業所を有する場合は、本市に納付すべき市税を滞納していない者であること。

(2) 次条の補助対象経費を負担する者であること。

(3) 当該事業により導入しようとする太陽光発電設備、蓄電器、既存住宅断熱改修に係る窓・玄関ドア、高効率空調機又は高効率給湯器（以下「補助

対象設備」という。)を導入しようとする住宅の所有者(区分所有の集合住宅にあっては、その区分所有者)又は住宅の居住者に電力を供給することを目的として当該住宅に太陽光発電設備を当該事業により導入しようとする事業者であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、工事費、設備費、業務費及び事務費とする。

2 補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれるときは、補助対象経費からこれらに相当する額を控除した額とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象事業(省CO₂等設備整備事業のうち、既存住宅断熱改修に係る窓・玄関ドアを導入する場合にあっては1戸、高効率空調機又は高効率給湯器を導入する場合にあっては1台)ごとに、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、次の各号に掲げる補助対象事業に係る補助金の額は、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 再エネ設備整備事業 太陽電池モジュールの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値をキロワットで表した数値(小数点2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)に280,000円を乗じて得た額

(2) 基盤インフラ整備事業 蓄電池システムの蓄電容量の合計値をキロワットアワーで表した数値(小数点2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)に160,000円を乗じて得た額

(3) 省CO₂等設備整備事業(既存住宅断熱改修に係る窓・玄関ドアに限る。)
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 戸建て住宅 1,200,000円(第3条第1項第3号アに規定する
玄関ドアを導入する場合における玄関ドアに係る額は、50,000円)

イ 集合住宅 1戸当たり150,000円(第3条第1項第3号アに規定

する窓及び玄関ドアの両方を導入する場合は、200,000円)

(4) 省CO₂等設備整備事業（高効率空調機に限る。） 1台当たり
170,000円

(5) 省CO₂等設備整備事業（高効率給湯器に限る。） 1台当たり
1,000,000円を超えない範囲内で設備の種類に応じて市長が定める額

2 補助金の交付は、補助対象設備の種類ごとに、一の戸建て住宅につき1回（集合住宅において既存住宅断熱改修に係る窓・玄関ドア、高効率空調機及び高効率給湯器を導入する場合は、1戸につき1回）を限度とする。

（交付の申請等）

第7条 規則第3条第1項の申請書は、市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、別表第2のとおりとする。

3 第1項の申請書を提出した者は、補助金の交付の申請を取り下げの場合は、市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請取下届（様式第5号）を市長に届け出るものとする。

（決定の通知）

第8条 規則第6条の規定による通知は、市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付可否決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（変更等の承認）

第9条 規則第8条の承認を受けようとする者は、市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請事項変更等申請書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請事項変更等承認可否決定通知書（様式第8号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 規則第 13 条の補助事業等実績報告書は、市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金実績報告書（様式第 9 号）によるものとし、規則第 16 条の交付請求書を兼ねるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、別表第 3 のとおりとする。

3 第 1 項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から起算して 30 日を経過する日又は当該年度の 2 月の末日のいずれか早い日とする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、市長が指定する日とする。

（額の確定及び補助金の交付）

第 11 条 市長は、規則第 15 条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金額確定通知書（様式第 10 号）により、補助金の交付決定を受けた者に通知するとともに、補助金の交付の請求をした者が指定した金融機関の口座に補助金を振り込む方法により補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第 12 条 規則第 18 条第 3 項において準用する規則第 6 条第 1 項の規定による通知は、市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により行うものとする。

（財産処分の制限）

第 13 条 規則第 21 条第 2 号の市長が定めるものは、補助金の交付を受けて導入した補助対象設備とする。

2 財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数とする。

3 補助金の交付を受けた者は、規則第 21 条本文の市長の承認を受けようとするときは、市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る財産処分承認申請書（様式第 12 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、市川市脱炭素先行地域づくり

事業補助金処分承認（却下）通知書（様式第 13 号）により通知するものとする。

- 5 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けたときは、第 1 号に掲げる額に第 2 号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を返還しなければならない。ただし、天災、本人の責めに帰さない事故その他の市長がやむを得ないと認める事由により、当該補助金の交付を受けた者が規則第 21 条本文の規定に違反することとなった場合において返還すべき額は、市長が認める額とする。

(1) 交付を受けた補助金の額

(2) 財産処分制限期間の月数に対する第 3 項の申請書に係る補助対象設備の処分を行った日の翌日から財産処分制限期間が満了する日までの月数（その月数に 1 月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数）の割合（書類の整備等）

第 14 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費に係る支出を明らかにした帳簿を備え、当該支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

（協力）

第 15 条 市長は、補助金の交付を受けた者又は補助金の交付を受けて導入した補助対象設備の所有者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 国の脱炭素先行地域づくり事業に関するデータの提供及びアンケートへの回答

(2) 本市が推進する地域脱炭素施策に関する調査

（補則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の申請に係る市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

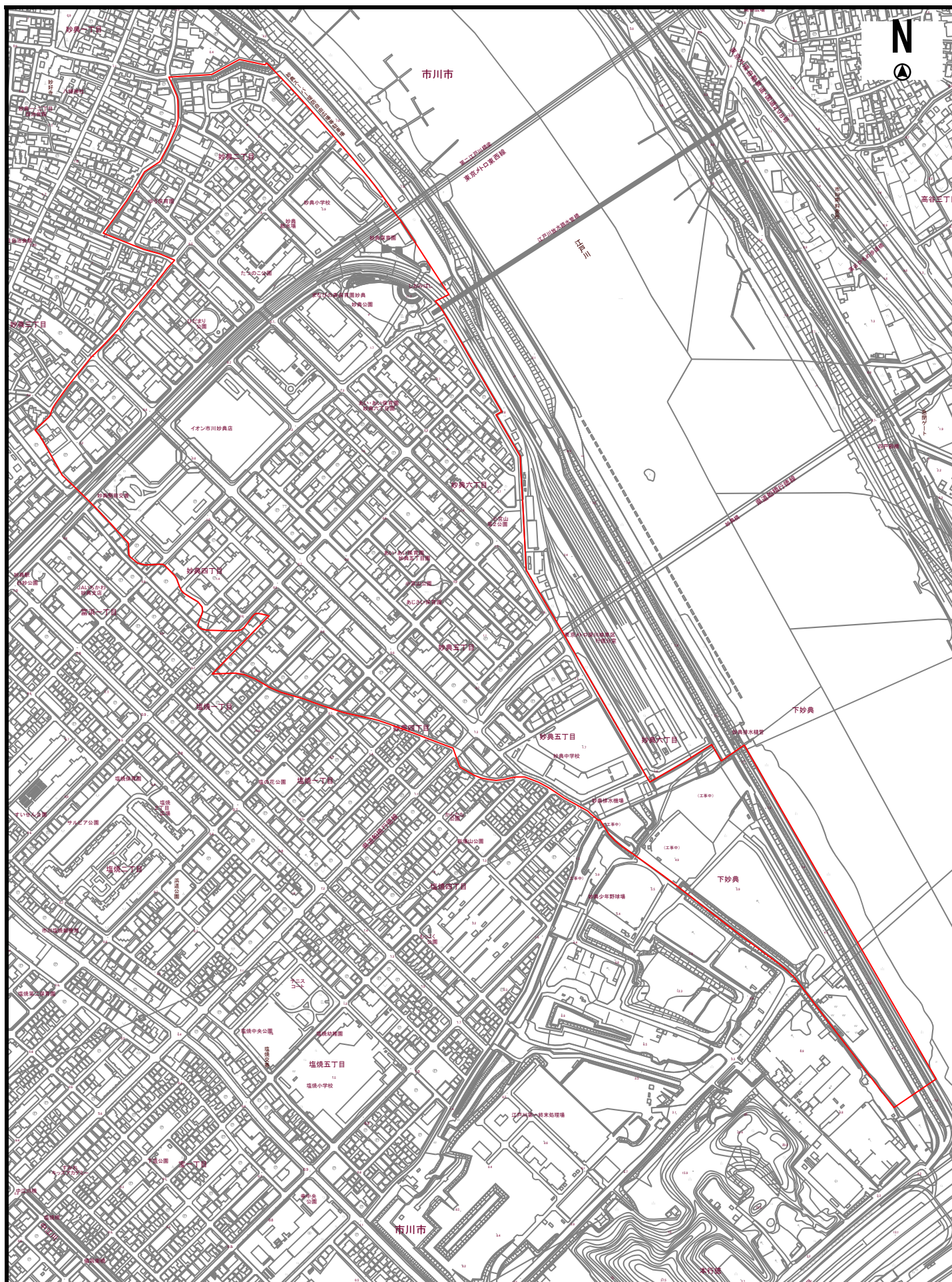
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 1 0 月 6 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱の規定は、令和 8 年度以後の年度分の市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金について適用し、令和 7 年度分の市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金については、なお従前の例による。

妙典土地区域整理事業・下妙典エリア(赤枠内)



別表第 2（第 7 条関係）

補助対象 設備	添付書類
太陽光発電設備	(1) 補助対象事業に係る見積書の写し (2) 次に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれに定める書類 ア 個人 住民票の写し（個人番号の記載がないものに限る。）又は運転免許証の写しその他の本人確認書類 イ 法人 商業登記簿履歴事項全部証明書等 (3) 補助対象事業を実施する住宅の住所及び所有者が確認できる登記事項証明書の写し（登記事項証明書の所在欄等の記載事項と住宅の住居表示が異なる場合は、これらが同一であることを証する書類を含む。） (4) 補助対象設備の仕様書又はカタログその他の補助対象事業の要件を満たしていることを確認することができる書類 (5) 補助対象設備を導入しようとする全ての工事施工箇所の写真 (6) 補助対象設備の平面図、機械配置図、システム系統図、単線結線図その他の設置図（導入しようとする補助対象設備とそれ以外の設備とを判別できるものに限る。） (7) 事業概要書（様式第 2 号） (8) 市税等納付状況確認同意書（様式第 3 号） (9) 前号に掲げる書類の提出ができない場合は、本市に支払うべき市税を滞納していないことが確認できる書類 (10) 補助対象設備をリース契約により導入しようとする場合は、リース料金算定根拠明細書（様式第 4 号） (11) 太陽光発電設備の年間の想定自家消費電力量及び想定発電量を算出する際の根拠となる資料 (12) その他市長が必要と認める書類
蓄電池	(1) 前項第 1 号から第 10 号までに掲げる書類 (2) その他市長が必要と認める書類
既存住宅 断熱改修 に係る 窓・玄関 ドア	(1) 太陽光発電設備の項第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号から第 10 号までに掲げる書類 (2) その他市長が必要と認める書類

高効率空調機及び 高効率給湯器	(1) 太陽光発電設備の項第1号から第4号まで及び第6号から第10号までに掲げる書類 (2) 既に設置されている高効率空調機又は高効率給湯器の仕様書、カタログその他の型番が分かるもの (3) その他市長が必要と認める書類
--------------------	--

備考 太陽光発電設備の項第2号（運転免許証の写しその他の本人確認書類を除く。）及び第3号に掲げる書類は、第7条第1項の申請書を提出する日から起算して3か月以内に発行されたものに限る。

別表第 3（第 10 条関係）

補助対象設備	添付書類
太陽光発電設備	(1) 補助対象事業に係る工事請負契約書等の写し及び補助対象経費を負担したことが確認できる書類（リース契約を締結している場合は、請求書の写し） (2) 補助対象設備のメーカーが発行する納品書又は保証書等の写し (3) リース契約を締結している場合は、その写し (4) 導入した全ての補助対象設備の写真（補助対象設備のメーカーが発行する納品書又は保証書等の写しに記載されている設備と同一の設備が設置されているかを確認できるものに限る。以下この表において「補助対象設備の写真」という。）であって、次に掲げる設備を確認することができるものとする。 ア 全ての太陽電池モジュール イ パワーコンディショナー (5) その他市長が必要と認める書類
蓄電池	(1) 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる書類 (2) 補助対象設備の写真であって、次に掲げる設備を確認することができるものとする。 ア 蓄電池本体 イ パワーコンディショナー ウ 蓄電システム付帯の DC / DC コンバータ (3) その他市長が必要と認める書類
高効率空調機及び高効率給湯器	(1) 太陽光発電設備の項第 1 号から第 3 号までに掲げる書類 (2) 補助対象設備の写真（銘板等を確認することができるものに限る。） (3) 補助対象設備を導入する前の空調機又は給湯器の写真 (4) 補助対象設備を導入する住戸（賃貸住宅に限る。次項において同じ。）の省エネ性能ラベル等 (5) その他市長が必要と認める書類
既存住宅断熱改修に係る窓・玄関ドア	(1) 太陽光発電設備の項第 1 号から第 3 号までに掲げる書類 (2) 補助対象設備の写真 (3) 補助対象設備を導入する前の窓又は玄関ドアの写真 (4) 補助対象設備を導入する住戸の省エネ性能ラベル等 (5) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請書

市川市長

（申請者）〒
住 所
氏 名
電話番号

市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業を実施した住宅の所在地

地 番	
住居表示	

2 交付申請する補助対象設備と交付申請額

補助対象設備	交付申請額（税抜）
太陽光発電設備	円
蓄電池	円
高効率空調機	円
高効率給湯器	円
既存住宅断熱改修（窓・玄関ドア）	円
交付申請額 合計	円

3 補助対象事業の開始日及び完了日

開始予定日	完了予定日
年 月 日	年 月 日

※開始日：契約日 ※完了日：工事完了日

4 事業概要書（様式第 2 号）並びに添付資料
別添のとおり

事業概要書

市川市長

（申請者） 〃

住 所

氏 名

電話番号

1 補助対象事業の実績を報告する住宅の所在地

地 番	
住居表示	

2 補助対象設備の内容

太陽光発電設備の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）	
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費		円
		労務費		円
		直接経費		円
	（間接工事費）	共通仮設費		円
		現場管理費		円
		一般管理費		円
	付帯工事費			円
	機械器具費			円
	測量及び試験費			円
設備費	設備費			円
業務費	業務費			円
事務費	事務費			円
補助対象経費の小計				円
交付申請額【千円未満切捨て】				円

蓄電池の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及び試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
補助対象経費の小計			円
交付申請額【千円未満切捨て】			円

高効率空調機の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及び試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
補助対象経費の小計			円
交付申請額【千円未満切捨て】			円

高効率給湯器の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及び試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
補助対象経費の小計			円
交付申請額【千円未満切捨て】			円

既存住宅断熱改修（窓・玄関ドア）に係る補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及び試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
補助対象経費の小計			円
うち、窓・ガラス			円
うち、玄関ドア			円
交付申請額【千円未満切捨て】			円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

市税納付状況確認同意書

市川市長

_____は、市川市脱炭素先行地域づくり事業に係る年度
及び当該年度の翌年度から起算して財産処分制限期間が経過するまでの間、
_____が市川市に納付すべき市税の納付状況について、
市長が公簿等により確認することに同意します。

同意者 住所
氏名

様式第4号（第7条関係）

リース料金算定根拠明細書

市川市長

（法人の場合） 所在地
法人名
代表者氏名
電話番号
リース事業者 住所
氏名
電話番号
リース先 住所
氏名
電話番号

補助対象事業で導入する補助対象設備については、下記のとおりであることについて間違いありません。

また、注意事項に記載されている内容について、間違いがないこと及び補助金交付後も遵守することを誓約します。

記

補助対象 設備	リース 期間 (月数)	補助金額 (a)	リース料総額 ※ 前払金を含む、税抜き金額		
			補助金なし の場合(b)	補助金あり の場合(c)	差額(d) ((b)-(c))

（注意事項）

- 補助金ありの場合のリース料総額(c)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額(a)をリース料金から差し引いてリース契約を再締結すること。
- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(d)が、補助金額(a)以上であること。
- 補助金額分は、月額リース料金を減額する形でリース先に還元されること。リース契約とは別にリース先に支払われる形は認めない。
- リース期間が財産処分制限期間よりも短い場合は、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、財産処分制限期間以上に契約となっていること。

年 月 日

市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請取下届

市川市長

（申請者） 〃
住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定に基づき、申請を取り下げます。

記

1 申請を取り下げる住宅の所在地

地 番	
住居表示	

2 補助金の交付申請額

_____ 円

3 取下げの理由

--

様式第6号（第8条関係）

市川第
年 月 日 号

市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付可否決定通知書

様

市川市長

年 月 日付けで申請のあった市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金について、
下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

- 1 補助金を交付します。

補助金交付決定額 _____ 円

- 2 補助金を交付しません。
(理由)

(教示)

年 月 日

市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請事項変更等申請書

市川市長

(申請者) 〒

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けで行った市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金の交付申請事項について、下記のとおり（変更・中止・廃止）の承認を受けたいので、申請します。

記

1 本申請に係る住宅の所在地

地 番	
住居表示	

2 交付決定を受けた補助対象設備と変更申請額（中止の場合は記載不要）

補助対象設備	交付申請額(A)	変更申請額(B)	差引(=B-A)
☐ 太陽光発電設備	円	円	円
☐ 蓄電池	円	円	円
☐ 高効率空調機	円	円	円
☐ 高効率給湯器	円	円	円
☐ 既存住宅断熱改修 (窓・玄関ドア)	円	円	円
合計	円	円	円

3 (変更・中止・廃止) の理由

--

4 事由発生日

年 月 日

5 変更後の事業期間（交付申請時から変更が無ければ記載不要）

年 月 日 から 年 月 日 まで

様式第 8 号（第 9 条関係）

市川第
年 月 日 号

市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請事項変更等承認可否決定通知書

様

市川市長

年 月 日付けで申請のあった市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請事項変更等の承認について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 承認します。

2 承認しません。

（理由）

（教示）

市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金実績報告書

市川市長

（申請者）〒

住 所

氏 名

電話番号

市川第 号で交付決定のあった市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金について、下記のとおり補助対象事業を完了したので、報告いたします。

1 補助対象事業の実績を報告する対象住宅の所在地

地 番	
住居表示	

2 補助対象設備の内容

太陽光発電設備の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及び試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
補助対象経費の小計			円
交付申請額【千円未満切捨て】			円

蓄電池の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及び試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
補助対象経費の小計			円
交付申請額【千円未満切捨て】			円

高効率空調機の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及び試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
補助対象経費の小計			円
交付申請額【千円未満切捨て】			円

高効率給湯器の補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及び試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
補助対象経費の小計			円
交付申請額【千円未満切捨て】			円

既存住宅断熱改修（窓・玄関ドア）に係る補助対象経費等

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	円
		労務費	円
		直接経費	円
	（間接工事費）	共通仮設費	円
		現場管理費	円
		一般管理費	円
	付帯工事費		円
	機械器具費		円
	測量及び試験費		円
設備費	設備費		円
業務費	業務費		円
事務費	事務費		円
補助対象経費の小計			円
うち、窓・ガラス			円
うち、玄関ドア			円
交付申請額【千円未満切捨て】			円

補助金の額の確定をした場合は、当該額を下記の口座に振り込んでください。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 請求額 _____ 円

振 込 先	金 融 機 関					支店			
	1 普通 2 当座	口 座 番 号							
	口 座 名 義 (カタカナ記載)								

様式第 10 号（第 11 条関係）

市川第

号

年

月

日

市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金額確定通知書

様

市川市長

年 月 日付けで実績報告のあった市川市脱炭素先行地域づくり事業
補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

補助金確定額 _____ 円

市川第
年 月 日 号

市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付決定取消通知書

様

市川市長

年 月 日付け市川第 号で通知した市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金について、市川市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項第 号の規定により、下記のとおり取り消しましたので通知いたします。

記

1 補助金交付決定日 年 月 日

2 補助金交付決定額 _____ 円

3 補助金の交付決定の取消内容

4 補助金の取消額 _____ 円

5 補助金の交付決定取消理由

（教示）

市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る財産処分承認申請書

市川市長

（申請者） 〃
住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け市川第 号により補助金交付決定
を受けて導入した補助対象設備を処分したいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業を実施した住宅の所在地

地 番	
住居表示	

2 処分する補助対象設備

--

3 補助対象設備の補助対象経費及び補助金交付額

補助対象経費の額	円
交付を受けた補助金の額	円

4 財産処分の内容

(1) 処分の理由			
(2) 取得年月日	年 月 日	経過年数	年 月
(3) 処分の制限期間	年 月 ～	年 月頃	
(4) 処分の内容			
(5) 処分予定日	年 月 日		

様式第 13 号（第 13 条関係）

市川第
年 月 日 号

市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金処分承認（却下）通知書

様

市川市長

年 月 日付けで申請された市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る財産処
分の承認について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

1 承認します。

市川市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第 13 条第 5 項の規定による返還金額

_____ 円

2 却下します。

（理由）

（教示）